

川越駅西口市有地利活用事業等検討業務委託

公募型プロポーザル実施要領

川越市 都市計画部 川越駅西口まちづくり推進室

平成28年5月

1 目的

本業務は、川越駅西口市有地利活用事業提案競技（平成27年10月15日公募）の結果に至る原因を検証し、本市の将来像を踏まえ、川越駅西口市有地（以下「市有地」という。）、埼玉県地方庁舎跡地及びウエスタ川越を含む川越駅西口周辺地区の将来都市像を検討するとともに、事業者の再公募及び選定の支援を行うものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越駅西口市有地利活用事業等検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「川越駅西口市有地利活用事業等検討業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

(4) 事業費限度額

30,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

3 担当課

川越市 都市計画部 川越駅西口まちづくり推進室 渡辺、菱沼、根本

所在地：〒350-1124 川越市新宿町1-12-8

電話：049-245-6011 FAX：049-245-6116

メールアドレス：nishiguchi@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページURL：<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を順守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成27・28年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続

開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 平成23年4月1日以降において、公共施設整備を伴う公有地活用事業又は民間施設の併設を認めるPFI事業に係る導入可能性調査業務又はアドバイザー業務の元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	平成28年5月11日（水） ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は、川越駅西口まちづくり推進室にて同日より開始します（土日を除く午前9時から午後4時まで）。
参加申し込み	本実施要領の公表から平成28年5月19日（木）正午まで ※メール送信後、川越駅西口まちづくり推進室に送信確認の電話をしてください。 ※参加資格の確認を行い、平成28年5月20日（金）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	本実施要領の公表から平成28年5月13日（金）午後4時まで ※メール送信後、川越駅西口まちづくり推進室に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、平成28年5月17日（火）までに市ホームページにて公開します。
企画提案書等の提出	平成28年5月26日（木）から平成28年5月27日（金）までの午前9時から午後4時まで（川越駅西口まちづくり推進室への持参に限る。）
ヒアリング審査 （書類審査）	平成28年5月31日（火）にヒアリング審査を予定しています。

ヒアリング審査 (書類審査)	ヒアリング審査の時間等の詳細案内は、平成28年5月30日(月)までに電子メールにて、企画提案書等の提出を行った事業者ご連絡します。 ※企画提案書の提出者が5者を超える場合は、書類審査を行い、平成28年5月30日(月)までに結果を電子メールにて通知します。
結果通知	平成28年6月上旬までに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	平成28年6月上旬(予定)

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書(様式1)(以下、様式1)」、「業務経歴書(様式2)(以下、様式2)」を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認めません。

(1) 受付期間

本実施要領の公表から平成28年5月19日(木)正午まで

(2) 提出方法

「様式1」及び「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「川越駅西口まちづくり推進室」へ提出してください。電子メールの標題は「プロポーザル参加申込(事業者名)」としてください。メール送信後、「川越駅西口まちづくり推進室」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加資格の確認

提出書類に基づき、参加資格の確認を行い、平成28年5月20日(金)までに参加資格確認結果通知書を、参加申し込みをした全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者(以下「参加事業者」という。)には、企画提案書等の提出をお願いします。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式3)(以下、様式3)」を提出してください。

(1) 受付期間

本実施要領の公表から平成28年5月13日(金)午後4時まで

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「川越駅西口まちづくり推進室」へ提出してください。電子メールの標題は「プロポーザル質問(事業者名)」としてください。メール送信後、「川越駅西口まちづくり推進室」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話で

の問い合わせ等) については回答しません。

(3) 回答

質問の回答は、平成28年5月17日(火)までに、市ホームページにて公開します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、提出書類)を持参により提出してください。

なお、提案は1者につき1つの提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

平成28年5月26日(木)から平成28年5月27日(金)までの午前9時から午後4時まで(川越駅西口まちづくり推進室への持参に限る。)

なお、提出にあたっては、事前予約の上、来室してください。

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格によることとし、全て片面で印刷して提出してください。

また、③～⑦の書類については、左側2箇所ホチキス綴じにし、④以降の書類の下部中央にページを入れてください。

なお、③～⑦の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

	提出書類	部数	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	1部	指定様式による(様式4) ※代表者印を押印してください。
②	誓約書	1部	指定様式による(様式5) ※代表者印を押印してください。
③	企画提案書等表紙	16部	指定様式による(様式6) ※参加事業者No.は、参加資格確認結果通知書に記載されている番号を記入してください。
④	実施体制調書	16部	指定様式による(様式7)
⑤	配置予定者調書	16部	指定様式による(様式8)
⑥	業務工程表	16部	指定様式による(様式9)
⑦	企画提案書	16部	指定様式による(様式10) ※枚数はA4版10枚までとします。
⑧	見積書	1部	指定様式による(様式11) ※代表者印を押印してください。 ※積算内訳書(任意様式)を添付してください。
⑨	CD	1枚	③～⑦の電子データを保存したCD

9 選考方法

選考は、ヒアリング審査によって行います。なお、企画提案書等の提出者が5者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位5者をヒアリング審査の対象とします。書類審査を行った場合、平成28年5月30日（月）までに審査結果を電子メールで通知します。

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。プレゼンテーションの時間は15分以内で、その後、質疑応答（10分程度）を行う予定です。

ヒアリング審査の実施は、平成28年5月31日（火）に予定しております。時間等詳細は平成28年5月30日（月）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者へ電子メールで通知します。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行います。ヒアリング審査による評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 選考結果

選考結果は、平成28年6月上旬までにヒアリング審査に参加した参加事業者へ電子メールで通知します。

(3) その他

ヒアリング審査においてパソコン、プロジェクター等の使用は禁止します。なお、提案書を拡大したパネル等の持ち込みは差し支えありません。

また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10 結果の公表

選考結果については、市ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書

類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式9）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を提出するものとします。